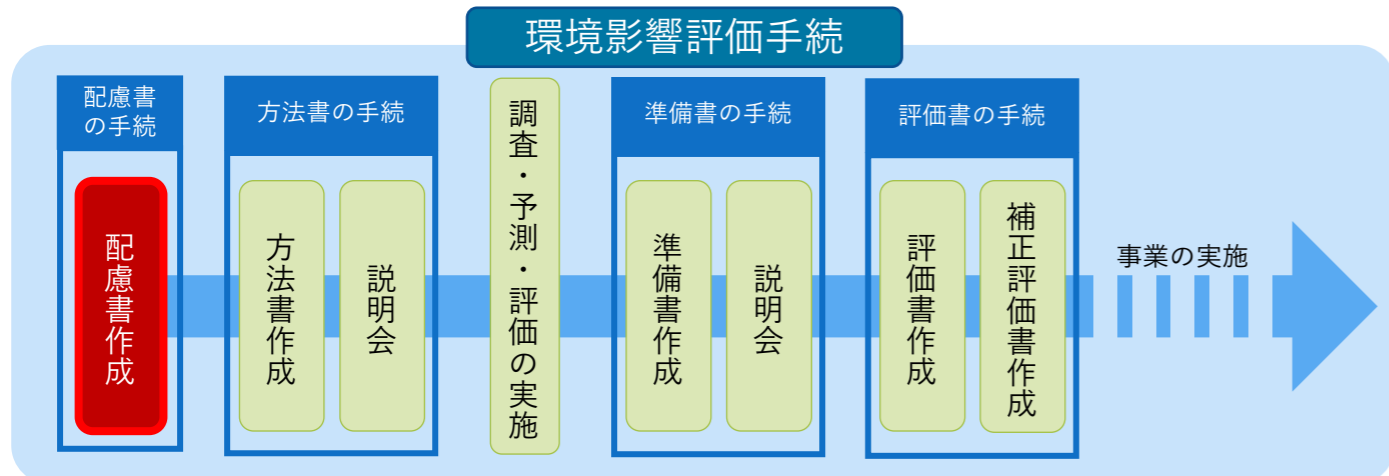


環境影響評価手続について（今後のスケジュール）

環境影響評価法においては、「計画段階環境配慮書」の手続き後に、方法書、準備書、評価書の作成を順次進めることとされています。

今後、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。



計画段階環境配慮書の縦覧について

- 縦覧期間：令和7年3月5日（水）から令和7年4月4日（金）まで
- 縦覧場所：以下参照

縦覧場所		時間	
愛知県庁 本庁舎 4階	愛知県 建設局 道路建設課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	午前9時～午後5時 (土日祝を除く)	
知多市役所 2階	知多市 都市整備部 都市計画課 愛知県知多市緑町1番地		
阿久比町役場 2階	阿久比町 建設経済部 建設環境課 知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地		
東浦町役場 本庁舎 2階※	東浦町 建設部 道路河川課 知多郡東浦町緒川政所20番地		
東海市役所 4階	東海市 都市建設部 都市計画課 東海市中央町一丁目1番地		※午前9時～午後4時 (土日祝を除く)
大府市役所 4階	大府市 都市整備部 道路整備課 大府市中央町五丁目70番地		
刈谷市役所 6階	刈谷市 建設部 道路建設課 刈谷市東陽町一丁目1番地		
安城市役所 北庁舎 4階	安城市 都市整備部 都市計画課 安城市桜町18番23号		

- インターネットによる公表：県道路建設課ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/dourokensetsu/>
[ホームページ上では縦覧期間中の土曜・日曜及び祝日を含み、終日閲覧が可能です。]

「意見書」の提出について

計画段階環境配慮書について、意見書を提出することができます。

- 提出先：愛知県建設局道路建設課（〒460-8501住所不要）
- 提出期限：令和7年4月11日（金）必着
- 記載が必要な事項：
 - ・愛知県知事宛であること
 - ・日付、意見書を提出する計画段階環境配慮書の名称（右記載例参照）
 - ・住所、氏名、及び意見

- その他：様式、その他詳細は県道路建設課のホームページでご確認ください。意見書は、愛知県電子申請・届出システムからも提出できます。

＜意見書記載例＞

令和7年●月●日
名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）
計画段階環境配慮書に関する意見書

愛知県
代表者 愛知県知事 殿

住所 ○○市○○
ふりがな ○○
氏名 ○○

標題の件について意見書を提出します。

愛知県 電子申請・届出システム
意見書提出 QRコード

名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）

計画段階環境配慮書のあらまし

令和7年3月

愛知県建設局道路建設課

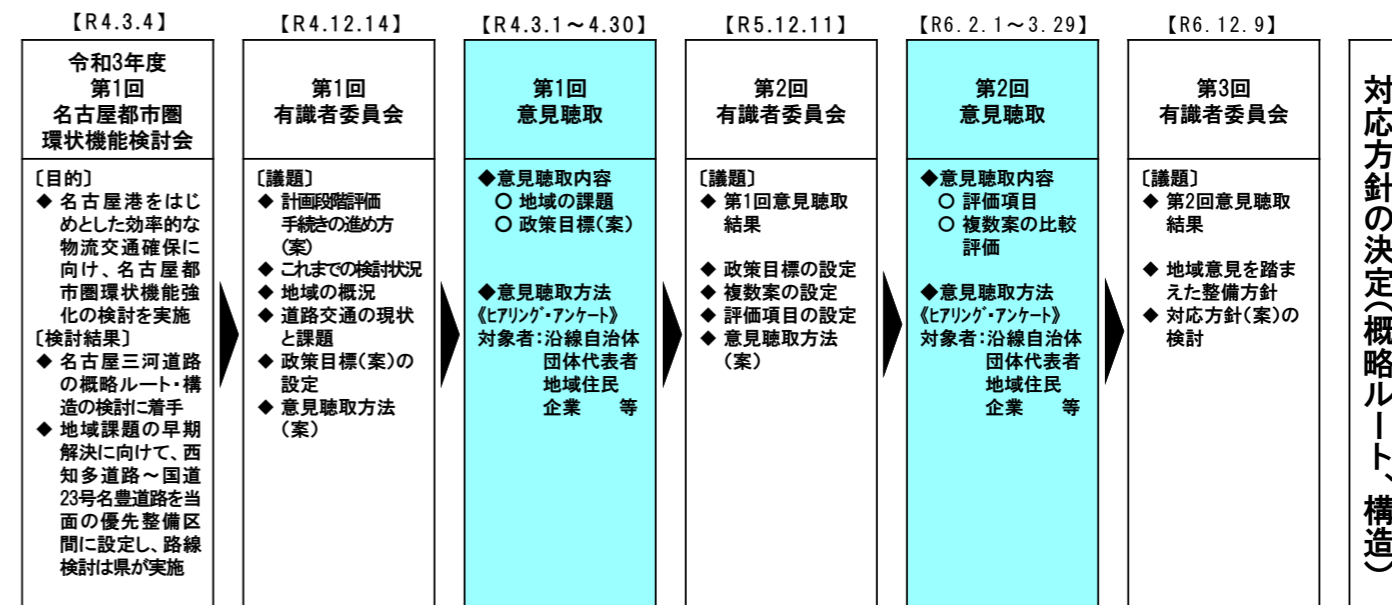
はじめに

愛知県では、知多地域及び西三河地域を東西に貫く高規格道路名古屋三河道路を計画しております。このたび、環境影響評価法の規定に基づき、「名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）計画段階環境配慮書」をとりまとめましたので、公表いたします。

計画段階環境配慮書とは、事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

事業の経緯

令和3年3月に国及び県の新たな広域道路交通計画において高規格道路（調査中）に位置付けられ、このうち西知多道路から名豊道路までの区間について、令和4年度から県が「概略ルート・構造の検討」を進めております。



概略ルート・構造の検討の進め方

事業の概要

- 事業の名称 名古屋三河道路（西知多道路～名豊道路区間）
- 事業予定者の名称 愛知県※
- 事業実施想定区域 起点：愛知県知多市
終点：愛知県刈谷市または安城市
- 事業の規模 規模：約19～23km
車線：4車線

※概略計画の検討を実施した主体



事業実施想定区域の位置図

知多・西三河南部地域における道路交通に関する課題

知多・西三河南部地域における道路交通に関して、次のような課題があります。

①【産業】～産業の活性化～

西三河南部地域から名古屋港・中部国際空港等までの区間で渋滞が発生しておりアクセス性が悪い

②【渋滞】～交通渋滞・混雑～

境川・衣浦港周辺で交通混雑が頻発

③【安全】～交通安全～

境川・衣浦港周辺において、死傷事故率が高い区間が集中し、特に交差点での事故割合が高い

④【防災】～災害への備え～

地震災害時、支援物資の輸送や沿線企業の事業継続が困難になる恐れ

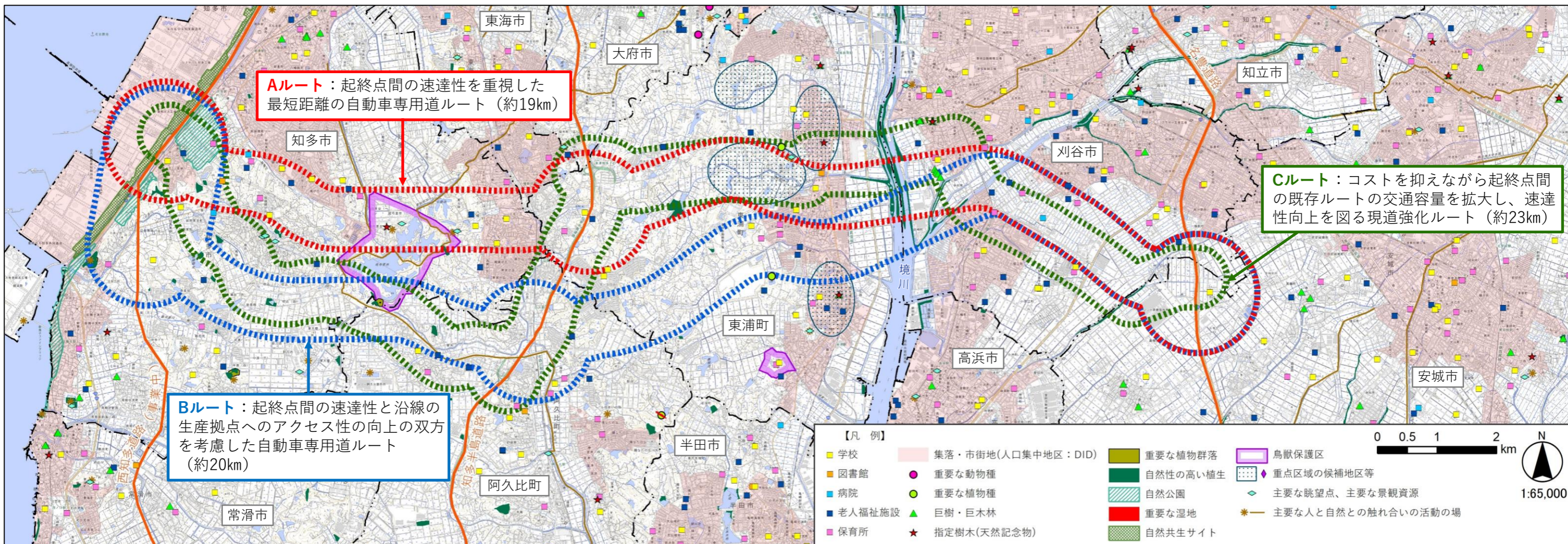
事業の目的

本事業では、上記の課題を解決するために、以下の4つの政策目標を設定し、より良い地域づくりに寄与することを目的とします。

- ① 定時性・速達性の向上による物流網の信頼性確保と交流域の拡大
- ② 交通円滑化
- ③ 交通事故の減少
- ④ 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築

位置等に関する複数案

位置等に関する複数案としては、求められる4つの政策目標を達成するために、経済面、社会面、地形・地質条件、自然環境、生活環境等を踏まえて、下図の3案を選定しました。



事業実施想定区域における位置等に関する複数案の位置図

計画段階配慮事項に関する予測及び評価の結果の概要

「Aルート」「Bルート」「Cルート」に関して、自動車の走行による「大気質」「騒音」及び道路の存在による「動物」「植物」「生態系」「景観」「人と自然との触れ合いの活動の場」の計画段階配慮事項への影響について予測及び評価を行いました。

計画段階配慮事項	予測及び評価
大気質	影響の程度は、集落・市街地等の位置を一部通過しますが、走行速度がより速くなるAルート及びBルートが、Cルートと比べて <small>小さいと評価</small> します。
騒音	いずれの案も影響の程度は、 同程度と評価 します。
動物	いずれの案も影響の程度は、 同程度と評価 します。
植物	影響の程度は、ルート帯は重要な種・群落の生育地等を一部通過しますが、概ね活用する既存道路から離れているCルートが、Aルート及びBルートと比べて <small>小さいと評価</small> します。
生態系	影響の程度は、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を概ね回避するCルートが、Aルート及びBルートと比べて <small>小さいと評価</small> します。
景観	影響の程度は、景観の保全上重要な箇所等を概ね回避するBルートが、Aルート及びCルートと比べて <small>小さいと評価</small> します。
人と自然との触れ合いの活動の場	影響の程度は、人と自然との触れ合いの活動の場を概ね回避するBルート及びCルートが、Aルートと比べて <small>小さいと評価</small> します。

今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する際は、できる限り集落・市街地等、重要な種の生息地等、重要な種・群落の生育地等、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、景観の保全上重要な箇所等及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避したルートや構造等を検討します。

なお、影響の回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。